

国民健康保険

住所などが変わったら 14日以内に届け出を

国民健康保険は、病气やけがなどによる費用補償を目的として、みなさんが保険税を出し合う相互扶助制度です。

すべての人は、医療保険に加入することが義務付けられています。

中には、会社の社会保険から抜けたにもかかわらず、病气やけがには縁がないと思い、何年間も国民健康保険に加入していない人がいるかもしれません。

しかし、病气やけがで、いざ国民健康保険に加入したいと思っても、社会保険をやめた時点までさかのぼって加入手続きをし、保険



手続きは保険年金課の窓口で

税も同じ時期から納めなくてはなりません。

国民健康保険の資格は、社会保険を抜けた日から、届け出の日からではありません。まだ加入手続きをしていない人は、急いで手続きをしてください。

また、会社に入って社会保険に加入した人は、加入した日から国民健康保険では医療を受けることができません。国民健康保険から抜ける手続きが必要です。

次のような場合には14日以内に保険証を持って保険年金課へ届け出をしてください。

- 転入・転出したとき
- 市内で住所を変えたとき
- 職場の保険（社会保険）に加入または脱退したとき
- 出産・死亡したとき
- 交通事故や作業中にけがをしたとき
- 世帯主が変わったとき
- 氏名や保険証の記載内容に異動が生じたとき

○ 退職被保険者などになったとき

くわしくは保険年金課（☎2015226）へ。

教育資金に利子補給

「国の教育ローン」を受けている人に

市では、「国の教育ローン」の融資を受け、高校・大学などに入学または在学している人やその親族に、在学期間中（最長7年）の利子の半額を補給します。

利子補給条件＝金融機関から「国の教育ローン」の融資を受け、次の二つの条件に該当する人

- 市内に1年以上住んでいる人
- 市税を完納している人
- 利子補給の期間＝交付決定された月から、在学期間（留年した年数は除く）

申請に必要なもの＝返済予定表、住民票（世帯全員が記入されているもの）の写し、市税納税証明書、印かん、在学または入学を証明できるもの

申請方法などくわしくは教育総務課（☎201580）へ。

住宅を建設・購入した人に

5年間、市で利子補給

市では、住宅金融公庫から資金を借り入れて、市内に住宅を建設または購入した場合、次の条件で利子の補給をしています。

なお、公庫でも、年金融資・財形融資・リフォーム融資は対象になりません。

対象＝市町村税を完納しており次のいずれかにあてはまる人

- 給与所得だけの人は、金消費契約前年の合計収入額が800万円以下であること
- 給与以外の所得がある人は、金消費契約前年の合計所得額が600万円以下であること

給与以外の所得がある人は、金消費契約前年の合計所得額が600万円以下であること

教育委員に 加瀬 俊勝氏



9月の定例市議会において、前教育委員の倫正氏の後任として、加瀬俊勝氏を教育委員に任命することに同意を得、10月1日付けで教育委員に就任しました。加瀬氏（郷部467番地1）は、成田小学校PTA会長、成田地区青少年健全育成協議会会長などを歴任しています。同氏の教育行政での今後の活躍が期待されます。

9月の定例市議会において、前教育委員の倫正氏の後任として、加瀬俊勝氏を教育委員に任命することに同意を得、10月1日付けで教育委員に就任しました。加瀬氏（郷部467番地1）は、成田小学校PTA会長、成田地区青少年健全育成協議会会長などを歴任しています。同氏の教育行政での今後の活躍が期待されます。



住宅を購入したら制度の活用を

くわしくは営繕課（☎201552）へ。

申込期間＝金融公庫との金消費契約後6カ月以内（やむを得ない理由がある場合は1年以内）
利子補給率＝契約当初の金利マイナス2%（ただし1%を限度）
利子補給額＝年末融資残高（1,000万円を限度）×利子補給率（5年間利子補給で、最高額合計50万円）

相談日

市民相談所(☎20-1507)

市民(行政)相談

月~金曜日 8時30分~5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時~4時

法律相談(予約制)水曜日 1時~4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政合同相談

18日(木) 10時~3時

不動産相談 16日(火) 10時~正午

税務相談 16日(火) 10時~3時

外国人相談

25日(木) 1時~4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

商工観光課(電話は各相談場所へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時~4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

高齢者職業相談 月~金曜日 9時~4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 11月8日(木) 10時~正午

(☎22-2101・成田商工会議所)

パートサテライト(☎22-8281)

パートタイマー職業相談

月~金曜日 9時~4時

消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月~金曜日 10時~4時

保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時~3時

市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 11月6日(火) 10時~3時

社会福祉協議会(☎20-1574)

心配ごと相談 木曜日 10時~3時

酒害相談 18日(木) 9時~正午

児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月~金曜日 9時~4時

厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 22日(月) 10時~3時

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時~5時

教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月~金曜日 10時~5時

(不登校相談も)

消火器の廃棄

腐食した消火器は 破裂し大事故になる恐れが

屋外に放置し腐食した消火器を廃棄しようとして、粉末薬剤を放射しよつとした際に、消火器が破裂し死者が出る大事故が発生しました。

老化した消火器の破裂事故は、毎年数件起きており、事故の



ハンドルを握り、噴射しようとして……

腐食した消火器



口ケツのよつこ飛び、胸を直撃!!

発生を防止するために、次のことに十分注意してください。

1、消火器の廃棄について

○ 用になつた消火器の放射・解体などの処理は、自分で行わず、業者に廃棄処理を依頼しましょう。

○ さびの発生が見られる加圧式の消火器は、破裂の危険性が大きいので、薬剤の放射を絶対に行わない

2、消火器の維持管理について

○ 設置場所は、風通しが良く、目につきやすい場所に、風雨にさらされる場所、湿っている場所は避ける

○ 消防法上、点検義務のない消火器でも、老化など異常が見られたときは使用しない

古くなつて消火器の処理について困つたり、不明な点があつたときは、近くの消防署まで問い合わせてください。

くわしくは消防本部予防課(☎20 1591)へ。

水道料金の納付

便利で確実な 口座振替制度を

市営水道料金は、金融機関やコンビニなどで支払うことができます。

水道料金を納期限内に支払いただけない場合は、督促状や給水停止予告書などを送付します。

これらにもかかわらず支払いただけない場合は、給水を停止する場合があります。

市では、便利で確実な口座振替をお勧めしています。手続きは、通帳・印かんと水道料金の納入通知書を持って、金融機関などへ申し込んでください。
なお、納入通知書を紛失した場合

今月の納税

市・県民税(第3期分)
納期... 10月16日(火)~31日(水)
くわしくは税務課(☎20 1513)へ。
国民健康保険税(第4期分)
介護保険料(第4期分)
納期... 10月16日(火)~31日(水)
くわしくは保険年金課(☎20 1526)へ。

くわしくは市水道部(☎22 269)へ。

合は、新都市サービスセンター
(美郷台2 10 6 ☎22 888
1)で再発行します。